

横手市議会定例会

令和3年度

教育行政方針

令和3年3月
横手市教育委員会

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 | 1 |
| (1) 教育指導の充実 | 2 |
| (2) 就学前教育・保育、特別支援教育の充実 | 3 |
| (3) 不登校適応対策といじめの早期発見・早期解消 | 4 |
| 3. 安全で安心して学べる教育環境の整備 | 5 |
| (1) 教育環境・教育備品の整備 | 5 |
| (2) 学校給食施設・設備の充実と安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供 | 7 |
| 4. 元気なまちを築く生涯スポーツの促進 | 8 |
| (1) スポーツの振興 | 8 |
| (2) スポーツのまちづくりの推進 | 9 |
| (3) 社会体育施設等の整備と適正な管理 | 9 |
| 5. 心を豊かにする生涯学習の推進 | 10 |
| (1) 生涯学習と社会教育の振興 | 10 |
| (2) 芸術文化の振興 | 11 |
| (3) 図書館の充実 | 12 |
| 6. よこての伝統文化の継承と再発見 | 13 |

| | |
|----------------------------|----|
| (1) 歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成 | 14 |
| (2) 歴史的資源の把握と周知、保存活用 | 14 |
| 7. おわりに | 15 |

令和3年横手市議会3月定例会の開会にあたり、令和3年度の教育行政方針につきましてご説明申し上げます。

1. はじめに

横手市教育委員会は、当市総合計画における基本目標の一つである「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」及び当市教育ビジョンにおける教育目標である「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手」の実現に向けて、関係機関との連携を図りながら「学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育む」ための施策を推進してまいります。

以下、その施策として、「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」、「安全で安心して学べる教育環境の整備」、「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」、「心を豊かにする生涯学習の推進」、「よこての伝統文化の継承と再発見」の五つの視点から、来年度に取り組む事業の概要についてご説明いたします。

2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

はじめに、一つ目の視点「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」についてご説明いたします。

10年ぶりの学習指導要領改訂に伴い、大きな変革期を迎えるこれからの学校教育につきましては、これまで大切にしてきた「生きる力」の育成を継承しつつ、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもの育成を目指し、次の三項目を重点に取り組みを進めてまいります。

(1) 教育指導の充実

社会が急速に変化し、予測が困難な時代にあっては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して主体的に課題を解決していくことが求められております。新学習指導要領改訂の柱である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学校図書館の利活用や新聞を教材として活用するNIEの一層の充実を図りながら、引き続き、質の高い学びを支える「言葉の力」を育成してまいります。

さらに、4月からは、児童生徒一人ひとりにタブレット端末が配布され、新しく多様な学びが展開されていくこととなります。様々な課題や疑問に応じ、それぞれが調べたことや考えたことを一斉に見合ったり、データとして活用しながら一つのものを作り上げたりすることが容易にできるようになります。指導者は、一

人ひとりの考えや学習状況、つまずき等を把握し、個に応じた適時の支援・指導が可能となります。授業におけるICTの効果的な活用を通して、全ての子どもに学ぶ意義と楽しさを実感させるとともに、協働しながらよりよい社会を築き上げることができる資質・能力を育成してまいります。

また、横手市ICT教育研究推進委員会を核とした教職員研修を計画的に実施するとともに、研究指定事業2年次目に当たる横手明峰中学校区公開研究会等を通し、教職員のICT活用能力の向上と、児童生徒の情報活用能力の育成に資する授業改善を目指してまいります。

令和2年度から本格実施となりました5・6年生の「外国語科」及び3・4年生の「外国語活動」につきましては、引き続き、教育専門監1名と専科教員2名、外国語指導助手（ALT）12名を計画的に配置する予定です。専門性の高い魅力ある授業を構築するとともに、日常の交流の中で異文化理解を促進し、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成してまいります。

（2）就学前教育・保育、特別支援教育の充実

就学前教育・保育の充実を目指し、令和元年度から取り組んでおります「わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業」を継続してまいります。担当指導主事、教育・保育アドバイザーによる保育所等の就学前施設への巡回訪問、研修会等を計画的に実施し、教育・保育の質の向上につながる具体的な指導・助言に努めてまいります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、引き続き、横手市幼小接続推進協議会を中心とした連携推進システムを強化するとともに、幼小合同研修会を実施し、相互理解・職員間連携を推進してまいります。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒につきましては、個々のニーズに対応できるよう特別支援教育支援員を適切に配置するとともに、その活用を図り、全ての子どもたちが安定した学校生活を送ることができるよう支援してまいります。

(3) 不登校適応対策といじめの早期発見・早期解消

不登校児童生徒の背景には、発達段階に応じた個々の課題や、友人関係、家庭の状況など、複雑多岐にわたる問題が潜んでおります。それら課題の克服、問題解決のためには、子どもの心に寄り添い、一人ひとりの実態を正しく把握する必要があります。不

登校適応指導教室「南かがやき」「西かがやき」教室における、個々の状況に応じた教育相談や、きめ細かな支援をより一層充実するとともに、学校及び関係諸機関との連携を密にし、対応してまいります。

また、「横手市いじめ防止等対策モデル事業」につきましては、横手南中学校区をモデル推進地区に指定し、小・中合同で、地区の特色を生かした取り組みを展開してまいります。

3. 安全で安心して学べる教育環境の整備

続いて、二つ目の視点「安全で安心して学べる教育環境の整備」についてご説明いたします。

(1) 教育環境・教育備品の整備

十文字小学校につきましては、令和元年度より本体工事等に着手し令和2年度末の完成、令和3年4月の開校を目指し工事を進めてまいりました。

今冬の大雪の影響により、現在、外構工事等に遅れが生じている状況で、令和3年3月上旬の工期を3月下旬まで延長することとしましたが、令和2年度中の完成を確実なものとし、4月から児童が

新たな校舎で新たな歴史を刻んでいけるよう準備を進めてまいります。

また、開校による新たな通学路の安全確保につきましても、「横手市通学路安全推進会議」を開催し、その会議の推進委員である警察や国・県・市の道路管理者、学校、PTAの代表とともに、危険箇所等の把握に努めてまいりました。今後もこの取り組みを継続し、通学路の安全対策を講じてまいります。

なお、十文字小学校の遠距離通学児童に対しましては、新たに配備するスクールバス5台と十文字中学校スクールバス4台への乗合いによる運行で通学手段を確保してまいります。これにより、スクールバス保有台数は、予備車も含め56台に増加します。引き続き、運転手への交通安全意識啓発や車両の定期的な整備を確実に実施し、安全で適正な管理による運行を実施してまいります。

学校施設の長寿命化対策につきましては、設計業務等を進めておりました浅舞小学校の校舎及び体育館の大規模改修を令和3年度より2か年計画で実施いたします。また、朝倉小学校につきましても、長寿命化対策を実施するため、令和3年度は建物の耐力度調査等を行い、令和6年度中に工事を完成させるよう作業を進めてまいります。

小中学校普通教室へのエアコン設置につきましては、業者との工事請負契約が完了し、全ての学校に令和3年夏までに設置できる見通しとなりました。

学校における高速大容量のネットワーク環境の整備と、児童生徒1人1台端末の整備を推進する「GIGAスクール構想」につきましては、令和2年度中の環境整備が大きく進展し、令和3年度からの授業活用が実現いたします。現在、授業の際に使用する大型提示装置を小中学校の各学年に1台配置するよう整備を進めており、今後もICT環境の充実を図りながら、児童生徒の情報活用能力の育成や児童生徒一人ひとりに寄り添った教育が実現できるよう進めてまいります。

(2) 学校給食施設・設備の充実と安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供

学校給食センターにおいては、食の安全を第一に徹底した衛生管理に努め、学校教育活動の一環として、横手市産食材に親しんでもらうために地場産物の使用拡大を図り、旬の食材による郷土食などを統一メニューとして提供してまいります。さらに、生活習慣病予防の取り組みとして「減塩献立の日」を設定するなど、食に関する

指導を行ってまいります。

また、安定した学校給食の提供及び効率的・効果的な業務体制の構築に向け、施設等の適正な維持管理に努めるとともに、業務の委託化及び再編への取り組みを推進してまいります。

4. 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

続いて、三つ目の視点「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」についてご説明いたします。

第7次スポーツ推進計画が、「楽しみ、親しみ、ふれあい、スポーツで元気なまち」を目指して、令和3年度から施行されます。この計画では、「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例に基づき、「健康」「交流」「協働」「文化」の4つの観点から基本目標を定め、施策を展開しております。すべての市民がスポーツを通して、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に向け、次の三項目を重点に取り組んでまいります。

(1) スポーツの振興

スポーツは競技の楽しさだけでなく、市民の快適な暮らしの基盤

となる心身の健康増進に大きな役割を果たします。市民一人ひとりに適した生涯スポーツを推進し、市民参加型スポーツイベント事業や、関係団体と連携した市民スポーツ大会を開催し、スポーツによる健康づくりを推進してまいります。

また、「東京^{ニーゼロニーゼロ}2020オリンピック・パラリンピック」につきましては、6月8日に聖火リレーのランナーが当市を走行する予定となっており、準備を進めているところです。

(2) スポーツのまちづくりの推進

競技スポーツに取り組んでいる小中高校生を中心に、競技力の向上を目的として、オリンピックやトップアスリートによる実技指導やスポーツ教室を開催いたします。

また、企業チーム等の合宿招致に努め、市民がレベルの高い技術に間近でふれることが出来る機会を創出してまいります。

(3) 社会体育施設等の整備と適正な管理

令和3年度は、赤坂総合公園内のグリーンスタジアムよこでの長寿命化を図るため、球場内スタンドの外壁防水改修工事を実施してまいります。

他のスポーツ施設におきましても、利用者ニーズに応じた計画的な改修整備と維持管理に努めながら、新たな屋内施設の整備やスキー場の充実に向けた計画策定を進めてまいります。

5. 心を豊かにする生涯学習の推進

続いて、四つ目の視点「心を豊かにする生涯学習の推進」についてご説明いたします。

市民一人ひとりが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現と、ふるさと横手に愛着と誇りを持って磨き合い、未来を拓く人づくりを目指して、次の三項目を重点に取り組みを進めてまいります。

(1) 生涯学習と社会教育の振興

子どもたちの豊かな情操と心身の健全な育成という観点におきましては、学校・家庭・地域が総ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支える環境を構築するため、地域と学校を繋ぐコーディネーターの増員を図ってまいります。また、地域の特徴に応じた横手市版コミュニティ・スクールを増田地区と十文字地区の小中学校4校をモデル校として試行いたします。その取り組みを他校と情報共有

し、令和4年度からの全市的な実施に向け準備を進めてまいります。

第3次横手市生涯学習推進計画は、令和3年度をもって5か年の計画期間が終了となることから、「第2次横手市総合計画後期基本計画」や「第3期横手市教育ビジョン」の方針を基に、これまでの事業評価を加えた「第4次横手市生涯学習推進計画」を策定してまいります。

生涯学習関連施設の新予約システムにつきましては、キャッシュレスやペーパーレス対応などの改修を行っており、完成後は施設利用者などへの周知期間を経て、令和3年度中に運用を開始いたします。

成人式につきましては、昨年延期とした令和2年度の対象の方は8月14日に、令和3年度の対象の方は8月15日に、それぞれ開催日を分けて行う予定としております。また、令和4年4月の成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方につきましては、対象となる高校生にアンケートを行い、検討を重ねた結果、これまで通り20歳に達した方を対象に、名称を「^は^た^ち二十歳の集い」などに変更して開催することといたしました。

(2) 芸術文化の振興

市民の皆様が芸術文化に触れ、親しむ環境を創出するため、市民による芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、芸術鑑賞会などを引き続き開催いたします。

また、地域の音楽分野における芸術文化活動の活性化に資する公共ホール音楽活性化事業（おんかつ）を実施いたします。この事業では、横手北小学校と増田中学校の児童生徒を対象とした演奏家との交流プログラムや、市民を対象としたクラシック音楽の公演を行います。

（３）図書館の充実

市民の豊かな教養と文化の向上に資することができるよう、多様なニーズに応え、一人ひとりの読書活動を支援するために、次の二つの事項に取り組んでまいります。

一点目、横手駅東口第二地区市街地再開発事業において、新しく整備する図書館につきましては、令和２年度は「幅広い年代の市民の皆様が気軽に集い、つながりが生まれる図書館」、「横手を発見できる図書館」、「市民の皆様の成長を応援する図書館」をコンセプトに、誰もが気軽に立ち寄ることができ、心地よく過ごせる居場所づくりを念頭に実施設計を進めてまいりました。令和３年度は、

新図書館のオープンに向けて資料収集計画や運営体制などの検討を進めてまいります。

次に二点目、図書館サービスの充実につきましては、学校図書館と市立図書館との合同研修会の実施や学校からの要望に応じた団体貸出、読書支援図書の本を子ども達に届け、読書活動をより一層推進いたします。

また、横手市立図書館の職員が選んだおすすめの本100冊「ヨコワン」配布による本情報の提供や、大人のためのおはなし会などを開催することで、市民が本を手にするきっかけづくりを積極的に行い、市全体の読書活動の活発化に努めてまいります。

6. よこての伝統文化の継承と再発見

続いて、五つ目の視点「よこての伝統文化の継承と再発見」についてご説明いたします。

平成31年4月に改正されました文化財保護法では、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要とされました。

このことを踏まえ、地域の有する歴史・伝統・風習などの文化財を含む多様な歴史的資源の保存活用と周知を通じ、市民の皆様が郷

土への愛着と誇りを持てるよう、次の二項目を重点的に取り組んでまいります。

（１）歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成

市内の歴史的資源につきましては、保存・継承、活用に向けて市の関係部署と密接に連携し「横手市歴史的風致維持向上計画」に位置付けられた事業を実施してまいります。さらに、現在策定中の「横手市歴史文化遺産保存活用地域計画」が文化庁から認定された折には、着実な推進に取り組んでまいります。

また、雄物川郷土資料館及び後三年合戦金沢資料館の２館では、今後も市民の皆様に親しまれる資料館運営を行ってまいります。

（２）歴史的資源の把握と周知、保存活用

後三年合戦関連遺跡の調査は、令和２年度、金沢根小屋集落の東側にある段が連なる平場の発掘調査を実施しました。その結果、複数の平坦面を造った大規模な整地跡が確認されました。建物跡や苑池とみられる溝跡も見つかりましたが、出土遺物が乏しく年代決定までには至りませんでした。令和３年度以降も、このエリアを重点的に調査してまいります。文化庁をはじめ、後三年合戦関連遺跡整

備指導委員会や検討会から指導を仰ぎながら、金沢柵特定のための発掘調査を継続してまいります。

また、令和3年度は、平鹿地域において、県営ほ場整備事業に伴う3遺跡の発掘調査を予定しており、各種事業と調整を図りながら、埋蔵文化財の保存と活用に取り組んでまいります。

さらに、雄物川地域では、民間研究団体が奈良時代に律令国家が設置した雄勝城の探索調査を実施いたしました。複数の建物跡の一部と同時代の土器が出土し、雄勝城の造営地としての可能性に期待が膨らんでおります。今後も発掘調査を継続すると伺っておりますので、引き続き支援を行ってまいります。

7. おわりに

以上、令和3年度における教育行政施策の主要事業につきましてご説明申し上げます。

現在、コロナ禍により、教育活動においては様々な制約がございますが、安全対策や保健管理等に配慮しながら、各事業を進めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、教育行政方針といたします。